

秋田県中学校体育連盟主催大会の引率・監督者の規程

1. 引率・監督者規程を次のようにする。

- (1) 参加生徒の引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。
- (2) 引率・監督者の特例

秋田県中学校体育連盟主催大会の個人種目への生徒参加について、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「秋田県中学校体育連盟主催大会引率・監督細則」により、校長が承認した者の引率・監督者による参加を認める。

秋田県中学校体育連盟主催大会引率・監督細則

本細則は、学校事情により、校長がやむを得ないと判断した場合に限り適用する。したがって、安易に校長・教員・部活動指導員以外の監督・引率を認めるものではない。

* 以下文中の「引率者」「監督」は特例により認められた者をさす。

1. 校長・教員・部活動指導員以外の引率を認める競技は、次の個人種目のみとする。

- (1) 陸上競技
- (2) 体操競技
- (3) 新体操
- (4) 水泳競技
- (5) 卓球
- (6) 柔道
- (7) 剣道
- (8) 相撲
- (9) ソフトテニス
- (10) スキー
- (11) バドミントン

* 陸上競技・水泳競技・スキー競技のリレーは個人種目として取り扱わない。

* 団体戦は、個人種目として取り扱わない。

2. 引率者には、監督の資格を認めない。

監督（代理監督を承諾できる者：以下「代理監督」と呼ぶ）は、当該出場選手と同地区に勤務する当該競技専門部員とし、校長がその旨を依頼した他校の校長・教員とする。部活動指導員には代理監督の資格を認めない。（校長が中体連会長等に「引率・監督者の特例報告書」を提出する。報告書の様式は別に定める）

この場合の代理監督の任務は、会場における監督者会議への代理出席とその内容の伝達及び抗議に関わることのみとする。従って、選手の安全やマナー等の一切の責任は引率者がもつものである。

なお、代理監督は監督権の行使にあたって、委任された出場生徒の不利益となることのないように配慮する。

3. 引率者は、次の中から校長が認めた者とする。

- (1) 当該校の校長・教員・部活動指導員を除く学校職員
- (2) 当該校の部活動を指導している外部指導者
- (3) 当該生徒の保護者

* 個人種目に該当するダブルス戦は（ソフトテニス等）は、一人の生徒に1名の引率者（保護者）が付き2名となる。兄弟・姉妹の場合は1名でよい。

4. 大会に出場するための手続き（大会参加に必要な書類の記入・提出）及び、生徒への指導等は当該校（校長）が行う。
5. 引率者は大会申し込み書の記載欄に記入する。
6. 引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じ生徒は失格となることもある。
7. 引率上の留意点・大会会場における留意点
 - (1) 引率上の留意点等
 - ① 引率上の責任は引率者にあるので、引率者は任意の傷害保険等に加入する。
加入手続きは引率者が行い、費用についても引率者負担とする。
 - ② 引率に係る費用は、引率者が負担する。
 - ③ 生徒の服装・持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - ④ 大会の結果と、帰校（帰宅）報告を当日中に校長に行う。
 - ⑤ 宿泊する場合は、学校（大会本部）の指示に従う。
 - ⑥ その他、引率に必要な事項を指導する。
 - (2) 大会会場における留意点等
 - ① 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
 - ② 各競技会場の使用上のきまりに従う。
 - ③ 打ち合わせ等に出席し、大会運営に協力する。
 - ④ ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場使用規程に従う。
 - ⑤ 荒天時、保護者は会場に直接問い合わせができないので、代理監督に連絡を取る。
8. 傷害保険の加入について
この特例で大会に参加する生徒及び引率者は、傷害保険に加入すること。
9. その他
 - (1) 秋田県中学校体育連盟が主催する大会に適用する。
 - (2) 東北中学校体育大会では、その大会規程に従う。
 - (3) 全国中学校体育大会では、その大会規程に従う。
(保護者の引率は認められていない。)

1. 平成12年4月27日より施行する。
2. 本規程は、平成12年11月29日に改定する。
3. 本規程は、平成13年5月10日に改定する。
4. 本規程は、令和元年5月7日に改定する。
5. 本規程は、令和元年11月29日に改定する。